

す段階四メートルも五メートルに拡張をいたそうとするものでございます。さらに東口につきましては、現在、東側へは一方的に降りておりまする段階と同じ程度の階段を北側へも新設をいたしまして二方向へ振り分けようとするものでございます。また屋根までの高さにつきましては現在約七・五メートルでございますが、これを十二・五メートルにいたしまして自然の採光を取り入れるようトップライト方式の屋根をいたそうとするものでございす。さらに外壁、あるいは内壁、さらには床等、こういった所につきましては全体的に化粧直しをいたそうとするものでございます。

なお、この工事につきましては別途国鉄側で施工いたします橋上駅部分と並行して施工することに相なっております。

以上が工事の概要でございますが、次に契約につきまして説明を申し上げます。契約の関係につきましては本議事録に記載のとおりでございます。契約の目的は青梅線福生駅自由橋改良工事。契約の方法は随意契約でございます。契約の金額は、たゞし一般会計補正予算第五号で御可決をいただきました六百万円と債務負担行為による八千九百万円を含めまして九千五百万円と相なっております。

次に委託の期間でございますが、これは通常は工事請負契約でいう工期に

当たるものでございますが、契約確定の日から昭和六十二年二月二十八日までと相なっております。

契約の相手方は東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 日本国有鉄道契約担当役東京西鉄道管理局長 泉延壽でございます。

以上、すこしに推察でございますが、議事録第九十九号の説明にかえりていただきます。よろしく慎重御審議をようくだいたしまして原案とあり御可決くださるようお願い申し上げます。説明にかえりていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終了いたします。

これより議事録第九十九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第九十九号は、原案のとおり同意されました。

○議長(森田治男君) 日程第七、議案第九十八号、国保財政の危機打開に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(二十三番 田村市郎君登壇)

○二十三番(田村市郎君) 議案第九十八号、国保財政の危機打開に関する意見書提案について賛成者を代表しまして説明をいたします。

内容等はお手元に御配付のとおりであります。早速に国に対して意見書を提出いたすことになりました。いずこの市町村も長年にわたり国保の財政は窮乏を続けてゐることは周知のとおりであります。その内容等は賢明である議員各位には十分御承知のことと思ひます。そこで、その内容は省略をいたします。

今回、全国市長・議長会初め、地方六団体ともに国保財政危機打開のための緊急運動が展開されましたことも周知のことと存じます。当市における国保の

財政の逼迫も例外ではございません。そこで本案は本議会で超党派で賛同をいたさずして提案をいたしました次第でございます。

本趣旨はもう十分御理解を存じますので、どうかひとつ本議会で全員で御賛同賜りますようお願いを申し上げます。はなはだ簡単でございますが、本案の提案説明といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十八号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第九十八号は、原案のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第八請願第六十一五号 シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願書を議題といたします。

紹介議員東田正治君から本趣旨の説明を求めます。

(十七番 東田正治君登壇)

○十七番(東田正治君) それでは御指名でございますので紹介議員を代表いたしまして本請願書の趣旨説明をさせていただきます。

御承知のごとく公務員が特殊な勤務あるいは地域に在任したとき恩給計算上、一定の期間がプラスとされます。軍人の加算は勤務一カ月に対して最小限十日から最高九十日まであるのですから一口に抑留と言っても内容に差があるわけです。当然加算に軽重があっても当然のことだと考えられます。抑留加算はすべて一年と見るのは一見公平のようですが、その実、これほどひどい不平等はありません。

不果、シベリア抑留は戦務継続と見るべきものです。国は昭和二十九年九月二日で戦争は終了したと宣言。それ以後の抑留は平和時のこととしていきます。しかし、これは政府の一方的な解釈で、ソ連は戦時捕虜として労役させていたのですから戦務の

継続は正しいと言わなくてはならないと思います。国際法は、捕虜は送還されるまで軍人という取り扱いになります。

参りまして申し上げますが、シベリアに抑留された総数は、政府公表によれば五十七万五千人となっております。うち現地で死亡した数は五万五千人となっております。例えは日露戦争では従軍の総数が九万八千六百八十八名、そのうち死亡率は五・五六%でありました。シベリア抑留については五十七万五千人の数に上ります。そのうちの死亡率は九・五六%でございます。シベリア強制労働の死亡率は日露戦争の二倍近い、そういう結果が出ているわけです。これらを耐え忍んだ抑留者の労苦を知っていただくたいと存じます。

以上、簡単に申し上げますが、よろしく御審議をいただきまして御採択くださいますようお願いをいたしまして、提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑は終わります。

請願第六十一五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員
会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま厚生委員会に付託いたしました請願第六十一五号は、閉会中の継続
審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて請願第六十一五号は、閉会
中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第九閉会中の継続審査申し出についてを議題といた
します。

本継続審査申し出がなされておりますうち建設委員長から申し出がありました
陳情第五十九四号 横田商工会駐車場設置に関する陳情書目につきましては、
先ほど陳情者からの取り下げ願いが承認されておりますので御了承願います。

三常任委員長から目下同委員会において審査中の案件について会議規則第

七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が八件
あります。

本件申し出中、請願第六十一三号、請願第六十一四号、陳情第六十一四号に
ついてはそれぞれ起立により採決いたします。

お諮りいたします。

請願第六十一三号は、総務委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とす
ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数と認めます。よつて請願第六十一三号は申し出のと
おり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に請願第六十一四号について、総務委員長からの申し出のとおり閉会中の継続
審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数と認めます。よつて請願第六十一四号は申し出のと
おり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に陳情第六十一号について 総務委員長の申し出のとおり開会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数と認めます。よって陳情第六十一号は申し出のとおり開会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定した三件を除く他の五件についてお諮りいたします。

本五件は建設及び厚生委員長の申し出のとおり開会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって建設及び厚生委員会所管の五件は、それぞれ申し出のとおり開会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十 特定事件の継続調査についてを議題といたします。委員会の特定事件については三常任委員会から継続調査の要求がありました。本件はお手元に御配付のとおり開会中の継続調査としたいと思ひますが、御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は開会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって昭和六十一年第四回福生市議会定例会を開会いたします。
午前十一時三十三分 閉議、開会

署名議員

福生市議会議長

森田治男

議員

議員

林田武

議員

在原博

議員 村野和一郎
 議員 小田 敏子
 議員 小野 久
 議員 遠藤 洋一
 議員 森田 治男
 議員 殿

議案第九十八号

国保財政の危機打開に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和六十年十二月二十日

提出者	田村市郎
賛成者	東田正治
"	関米吉
"	原敏子
"	小野久
"	遠藤洋一

福生市議会議長

森田治男 殿

記

つて補填すること。

(二) 昭和六十一年度以降については、保険税の負担増を招かないよう現行の国庫負担制度を見直すこと。

二 老人保健法による医療費負担について、制度間の真の負担の公平を実現するため、加
入者案分率を一〇〇%とすること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十年十二月二十日

福生市議会議長

森 田 治 男

内閣総理大臣

大蔵大臣

殿

厚生大臣

自治大臣

請願第六十一号

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願書

紹介議員

田 村 市 郎 印

東 田 正 治 印

関 米 吉 印

請願の趣旨

軍人の恩給加算は勤務の特殊性及び生命身体に対する危険度などを基準として定められておりますが、戦後抑留はすべて一年加算となっております。

しかしながらソ連の抑留はポツダム宣言に違反した長期かつ苛酷の強制労働を伴ったもので、その犠牲も数万名に及ぶなど戦場に変わらぬ結果をみたものであります。軍人は勤務地により加算に差があるようにその延長である抑留についても艱苦の差が認められてしかるべきものと考えます。

請願項目

シベリア抑留者の恩給加算を一年につき三年と改訂されるよう内閣総理大臣及び内閣官房長官に対して意見書を提出くださるよう請願します。

昭和六十年十二月十六日

請願者代表

福生市本町一〇〇

全国抑留者補償協議会東京都連

第十二支部福生地区

尾 上 武 市 印

他二百二十四人

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

陳情書の取り下げ願について

昭和五十九年九月七日付で提出いたしました「横田商栄会駐車場設置に関する陳情書」は、都合により取り下げたいと思えますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

昭和六十年十二月十一日

陳情者

福生市福生二一七二

横田商栄会会長

北村 安 忠



福生市議会議長

森田 治 男 殿